

令和5年第4回堺市教育委員会議事録

開催日	令和5年3月27日(月)
場所	堺市役所 本館3階 大会議室1
会議種類	定例会
教育長の報告	①令和5年度堺市立学校園運営における指針について
議案・報告	報告第7号 市長からの意見聴取(令和4年度堺市一般会計補正予算第11号)について 報告第8号 堺市いじめ防止等対策推進委員会条例施行規則の一部改正について 報告第9号 堺市いじめ重大事態調査委員会規則の制定について 報告第10号 堺市教育文化センター管理運営規則の一部改正について 報告第11号 堺市立南図書館ホール管理運営規則の一部改正について 報告第12号 堺市立みはら歴史博物館管理運営規則の一部改正について 報告第13号 堺市立公民館管理運営規則の一部改正について 議案第10号 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正について 議案第11号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について 議案第12号 堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則等の一部改正について 議案第13号 堺市就学援助規則の一部改正について 議案第14号 堺市教員育成指標の一部改定について 議案第15号 堺市教職員懲戒等審査会にかかる委員の選任について
教育長	栗井明彦教育長
出席委員	河盛幹雄委員 宮本功委員 新谷奈津子委員 鈴木真由子委員 長田翼委員
事務局出席者	山寄久樹教育次長 中山真裕美教委総務部長 岩井伸司教委総務課長 上岡英夫学務課長 富岡重幸教職員人事部長 志波政宏教職員人事課長 高山宗寛教職員人事課参事 竹内新学校教育部長 益本里佳学校保健体育課長 桑田裕介教育課程課長 川端一生生徒指導課長 藤本慎也教育センター所長 幸田友美企画相談課長 浦部文子中央図書館長 白川満純南図書館長 松本純司生涯学習課長 増田達彦学芸課長 橋本宏司教育政策課長 至田義朋教育政策課長補佐 楠本奈央子教育政策課企画係長
開会宣言	午前10時00分
栗井明彦教育長	これより、令和5年第4回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 教育政策課長補佐から、諸般の報告をします。
至田義朋教育政策課長補佐	報告いたします。 本日の会議には教育長及び全ての委員が出席されています。 また、事務局におきましては、教育監が欠席しています。案件に関する理事者は全員が出席しています。
栗井明彦教育長	これより、本日の会議を開きます。 先にお配りしました、令和5年第3回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。

【教育長の報告 ①】	令和5年度堺市立学校園運営における指針について
栗井明彦教育長	<p>それでは、教育長の報告①「令和5年度堺市立学校園運営における指針について」報告します。</p> <p>詳細については、担当部長より説明します。</p>
【説明】 竹内新学校教育部長	<p>令和5年度堺市立学校園運営における指針について、ご説明いたします。</p> <p>本指針については、「第3期未来をつくる堺教育プラン（以下「第3期プラン」）」の5年計画を見通し、成果指標を意識しながら、各学校園が創意工夫ある取組を推進できるよう、令和4年度から構成を大幅に改訂しました。第3期プランにおける5年間の主な取組に基づき、第3期プラン3年めを念頭に置いて学校園が取組を推進できるよう、本指針としてまとめました。</p> <p>詳細については担当課長よりご説明いたします。</p>
【説明】 桑田裕介教育課程課長	<p>はじめに、本指針作成の趣旨についてご説明いたします。</p> <p>近年の急激な社会の変化や、多様で複雑化した課題の解決に向け、学校園が臨機応変に対応し、機動的・能動的に動くためには、校園長を中心に、学校園の組織マネジメント力の強化を図っていくことが一層重要であり、自主性・自律性に富んだ学校園運営の確立を図る必要があります。</p> <p>また、「第3期未来をつくる堺教育プラン」との整合性を図り、本プランにおける本市の方針等をふまえつつ、各学校園における創意工夫ある取組を推進することが重要と考えており、本プランにおける主な取組に基づき、3年次としての令和5年度の取組指針を示しました。</p> <p>作成にあたっての視点、コンセプトとしては、まず今年度（令和4年度）の主な動きとして、大きく3点ありました。</p> <p>1点めは、本市における不祥事案を多く招いてしまったこと。2点めは、生徒指導を取り巻く環境の変化、生徒指導上の課題がより一層深刻化していることをふまえ、文部科学省が12年ぶりに生徒指導提要进行を改訂したこと。3点めは、子どもの意見表明権が示されている「こども基本法」が令和4年6月に公布され、令和5年4月から施行されることです。これらもふまえつつ、令和5年度は、「新たな学校のあり方」における取組・方向性をふまえた取組の視点と、不祥事等を二度と起こさないための対応策や信頼回復に向けた取組の視点を設定し、堺の教育行政及び学校園が生まれ変わるために必要な取組を明確にすることをコンセプトとしています。</p> <p>本指針の内容としまして、章立ては資料に記載のとおりです。</p> <p>なお、2月28日に校園長対象に本指針説明会を開催し、本指針を配付のうえ、教育長・教育監・学校教育部長から詳細の説明を行ったところです。今後の予定としては、3月末には、本指針を冊子にて全学校園に配付のうえ、堺市ホームページに掲載します。</p> <p>説明は以上です。</p>
栗井明彦教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p>
【案件】	日程第1 報告第7号 市長からの意見聴取（令和4年度堺市一般会計補正予算第11号）について
栗井明彦教育長	<p>それでは日程に入ります。</p> <p>日程につきましては、先にお示ししましたとおりです。</p> <p>「報告第7号 市長からの意見聴取（令和4年度堺市一般会計補正予算第11号）について」を議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説明】 岩井伸司教委総務課長	<p>報告第7号 市長からの意見聴取（令和4年度堺市一般会計補正予算第11号）について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和5年3月14日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものです。</p>

	<p>2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正をご覧ください。</p> <p>歳入予算及び歳出予算につきまして、総額 17 億 800 万円をそれぞれ増額補正します。</p> <p>次に、第 2 表 繰越明許費補正については、年度末である 3 月末までに事業完了が見込めないものについて、翌年度に予算を繰越できるようにするものであり、今回は 3 事業を計上しています。</p> <p>次に、第 3 表 地方債補正については、今回の補正予算を編成するにあたり、財源としての地方債の限度額についても増額するものです。</p> <p>続きまして、右上に資料と記載のある「令和 4 年度補正予算（3 月補正）」に基づいて説明します。</p> <p>今回の補正予算については、国の令和 4 年度補正予算への対応として、国庫補助の予算内示があった事業について、本市の予算においても令和 4 年度予算として計上する必要があることから、必要となる事業費を予算計上するものです。</p> <p>歳入については、国庫支出金を 3 億 4,579 万円、繰入金を 211 万円、市債を 13 億 6,010 万円、それぞれ増額するものです。</p> <p>歳出については、年度末である 3 月での予算編成となることから、来年度に繰り越したうえで事業実施ができるよう、現計予算に加え、繰越明許費の予算についても併せて計上することとしています。</p> <p>金額については、現計予算及び繰越明許費についてそれぞれ 17 億 800 万円の増額となっています。</p> <p>内容としては、津久野小学校長寿命化改修工事や小・中学校の外壁改修工事、便所改修工事などとなっています。</p> <p>最後に、第 3 表 地方債補正については、今回の補正予算を編成するにあたり、財源としての地方債の限度額を増額するもので、小学校、中学校、支援学校に関するものを合わせて、13 億 6,010 万円の増額補正を行います。</p> <p>説明は以上です。</p>
栗井明彦教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり承認されました。</p>
【採 決】	承認
栗井明彦教育長	<p>次に、日程第 2「報告第 8 号 堺市いじめ防止等対策推進委員会条例施行規則の一部改正について及び報告第 9 号 堺市いじめ重大事態調査委員会規則の制定について」の計 2 件を、一括して審議することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>
(日程第 2 報告第 8 号及び報告第 9 号は一括審議)	
【案 件】	<p>日程第 2 報告第 8 号 堺市いじめ防止等対策推進委員会条例施行規則の一部改正について</p> <p>日程第 2 報告第 9 号 堺市いじめ重大事態調査委員会規則の制定について</p>
栗井明彦教育長	<p>それでは、日程第 2 報告第 8 号及び報告第 9 号の計 2 件を一括して議題といたします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 川端一生生徒指導課長	<p>報告第 8 号 堺市いじめ防止等対策推進委員会条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、堺市いじめ防止等対策推進委員会条例（平成 26 年条例第 39 号）の一部改正に伴う所要の改正を行うものです。</p> <p>なお、本件は教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、令和 5 年 3 月 17 日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承</p>

	<p>認を求めるものです。</p> <p>改正の趣旨としては、堺市いじめ防止等対策推進委員会の委員及び特別委員並びに出席者に係る守秘義務について、条例に規定することとし、教育委員会規則に規定しているものを削るものです。</p> <p>施行期日は、令和5年4月1日です。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>【説明】 益本里佳学校保健体育課長</p>	<p>報告第9号 堺市いじめ重大事態調査委員会規則の制定について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、堺市いじめ重大事態調査委員会条例第12条の規定に基づき、堺市いじめ重大事態調査委員会の組織及び運営について必要な事項を定めることとし、本規則を制定するものです。</p> <p>なお、本件は教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和5年3月22日に、教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものです。</p> <p>制定の趣旨としては、堺市いじめ重大事態調査委員会条例第12条の規定に基づき、堺市いじめ重大事態調査委員会の組織及び運営について、(1)会議の公開等に関する事項、(2)会議の会議録に関する事項、(3)部会に関する事項、(4)庶務に関する事項を定めるものです。</p> <p>施行期日は、令和5年4月1日です。</p> <p>説明は以上です。</p>
粟井明彦教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり承認されました。</p>
【採決】	承認
粟井明彦教育長	<p>次に、日程第3「報告第10号 堺市教育文化センター管理運営規則の一部改正について」から「報告第13号 堺市立公民館管理運営規則の一部改正について」までの計4件を、一括して審議することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>
(日程第3 報告第10号～報告第13号は一括審議)	
【案件】	<p>日程第3 報告第10号 堺市教育文化センター管理運営規則の一部改正について</p> <p>日程第3 報告第11号 堺市立南図書館ホール管理運営規則の一部改正について</p> <p>日程第3 報告第12号 堺市立みはら歴史博物館管理運営規則の一部改正について</p> <p>日程第3 報告第13号 堺市立公民館管理運営規則の一部改正について</p>
粟井明彦教育長	<p>それでは、日程第3 報告第10号から報告第13号までの計4件を一括して議題といたします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
<p>【説明】 幸田友美企画相談課長</p>	<p>報告第10号、堺市教育文化センター管理運営規則に関する規則の一部改正について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和5年3月17日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものです。</p> <p>本件は、堺市施設予約システムの導入に伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>改正の内容は、施設の使用に係る許可の変更に際して、使用許可書の添付を省略できること等を規定するもの、堺市施設予約システムを用いた、規則にお</p>

	<p>ける施設の使用等に係る手続について、規則の規定により難いと認めるときは、当該手続等に関する事項について、教育長が別に定めることができることを規定するものです。</p> <p>施行期日は、令和5年3月23日です。</p> <p>説明は以上です。</p>
【説明】 白川満純南図書館長	<p>報告第11号、堺市立南図書館ホール管理運営規則の一部改正について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和5年3月17日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めます。</p> <p>本件は、堺市立南図書館ホールの使用等に係る手続等について、堺市施設予約システムを導入するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>施行期日は、令和5年3月23日です。</p> <p>説明は以上です。</p>
【説明】 増田達彦学芸課長	<p>報告第12号、堺市立みはら歴史博物館管理運営規則に関する規則の一部改正について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和5年3月17日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めます。</p> <p>本件は、堺市立みはら歴史博物館における堺市施設予約システムの導入に伴い、施設の使用に係る許可の変更の際に使用許可書の添付を省略できることや、堺市施設予約システムを用いた施設の使用等に係る手続等について、本規則の規定により難いと認めるときは、当該手続等に関する事項を教育長が別に定めることを規定する必要があり、所要の改正を行うものです。</p> <p>施行期日は、令和5年3月23日です</p> <p>説明は以上です。</p>
【説明】 松本純司生涯学習課長	<p>報告第13号、堺市立公民館管理運営規則の一部改正について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和5年3月17日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めます。</p> <p>本件は、堺市立公民館の使用等に係る手続等について、堺市施設予約システムを導入するため、所要の改正等を行うものです。</p> <p>施行期日は、令和5年3月23日です。</p> <p>説明は以上です。</p>
粟井明彦教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p>
鈴木真由子委員	<p>電子化されて予約システムが活用されるということは、こうした施設を市民が便利に使いやすくなっていくことが期待されますが、市民に対してこの変更は、どのような形で周知されているのか教えてください。</p>
橋本宏司教育政策課長	<p>広報さかい3月号で周知をしており、3月1日からは事前登録ができる旨も周知しています。また、各施設においてもポスター等で周知しています。</p>
粟井明彦教育長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり承認することに、ご異議はありませんか。ご異議なしと認めます。</p>
【採決】	承認
【案件】	日程第4 議案第10号 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正について

栗井明彦教育長	<p>日程第 4 議案第 10 号 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正について」を議題とします。 提案理由を説明してください。</p>
【説明】 岩井伸司教委総務課長	<p>議案第 10 号 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正について、ご説明いたします。 本件は、教育委員会事務局の組織改正等に伴い、所要の改正を行うものです。改正趣旨及び内容については、 1 点め、教育内容を除く学校運営事務を学校管理部に集約して効果的に事務を執行するため、学務課を総務部から学校管理部に移管するものです。 2 点め、市立幼稚園の再編整備が一定完了したため、教育環境整備推進室を廃止し、学校施設の適正配置に関する事務を学務課学務係が、学校施設の跡地に関する事務を学校管理課管理係が、学校施設の跡地の修繕に係る企画立案及び維持修繕に関する事務を学校施設課営繕係が所掌することとするものです。 3 点め、学校運営を総合的に行うことができる体制を整備するため、いじめ重大事態調査委員会に関する事務を規定上明確にするとともに、当該事務を生徒指導課から学校保健体育課に移管、また、教育課程課が学校運営の総合企画・調整を所掌することを明確にするとともに、幼稚園児の募集に関する事務を学務課から、学校における進路指導に関する事務を生徒指導課から教育課程課に移管するものです。 最後に、規定の整備を行うものです。 施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日です。 説明は以上です。</p>
栗井明彦教育長	<p>説明が終わりました。 本件について、ご意見・ご質問はありませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採決】	可決
【案件】	日程第 5 議案第 11 号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について
栗井明彦教育長	<p>次に、日程第 5「議案第 11 号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について」を議題とします。 提案理由を説明してください。</p>
【説明】 岩井伸司教委総務課長	<p>議案第 11 号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について、ご説明いたします。 本件は、令和 4 年度の人事委員会勧告に伴う常勤職員の給与改定をふまえ、会計年度任用職員の基本報酬について所要の改正を行うものです。 改正内容は、講師の基本報酬の額を 2,870 円から 2,890 円に引き上げるものです。 施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日です。 説明は以上です。</p>
栗井明彦教育長	<p>説明が終わりました。 本件について、ご意見・ご質問はありませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採決】	可決
【案件】	日程第 6 議案第 12 号 堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則等の一部改正について

粟井明彦教育長	次に、日程第6「議案第12号 堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則等の一部改正について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明】 岩井伸司教委総務課長	議案第12号 堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則等の一部改正について、ご説明いたします。 本件は、学校で勤務する会計年度任用職員について、教職員と同様の制度を適用することで、より勤務実態に合った運用ができるよう、関係する規則について所要の改正を行うものです。 改正内容については、 1 点め、堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則について、適用する職員から当該職員を除くものです。 2 点め、堺市学校職員安全衛生管理規則について、当該職員の安全衛生に関する取扱いを新たに定めるものです。 3 点め、堺市教職員の人事評価に関する規則について、当該職員の人事評価に関する取扱いを新たに定めるものです。 4 点め、堺市学校職員健康審査会規則について、当該職員の健康審査会に関する取扱いを新たに定めるものです。 5 点め、堺市学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則について、当該職員の勤務時間等に関する取扱いを新たに定めるものです。 最後に、規定の整備を行うものです。 施行期日は、令和5年4月1日です。 説明は以上です。
粟井明彦教育長	説明が終わりました。 本件について、ご意見・ご質問はありませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採決】	可決
【案件】	日程第7 議案第13号 堺市就学援助規則の一部改正について
粟井明彦教育長	次に、日程第7「議案第13号 堺市就学援助規則の一部改正について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明】 上岡英夫学務課長	議案第13号 堺市就学援助規則の一部改正について、ご説明いたします。 ①堺市立大泉中学校において令和5年度から全員喫食制給食を実施することに伴い、給食費に係る援助金の支給を行うこと、②申請書を教育長に直接提出する場合の申請に関する事項について明確に規定することなど、所要の改正を行うものです。 改正する内容は、①給食費の適用について、現在、全員喫食制給食が実施されている堺市立の小学校を対象としています。保護者が一律に負担していない選択制給食を実施している堺市立の中学校には適用していません。 令和5年度から堺市立大泉中学校において全員喫食制給食が実施されることに伴い、全員喫食制給食が実施される中学校においても給食費に係る援助金の支給が行えるよう規定の一部を改正するものです。 次に、②就学援助申請の手続きについて、コロナ対策の一環として取り入れた郵送による申請手続き、堺市電子申請システムによる申請手続き、及び入学準備金の申請期日について毎年度、教育長決裁を得て定めていましたが、申請に関する事項について明確に規定するため規定の一部を改正するものです。 なお、就学援助申請書を教育長に直接提出する方法は、郵送または電子とすること、郵送の場合、教育長に提出した日を郵便局の消印日とすることを明記し、入学準備金の申請期日については、例年実施している11月1日から休日を除く10日間とすることを本規則に明記するものです。

	<p>施行期日は、令和5年4月1日からです。 説明は以上です。</p>
粟井明彦教育長	<p>説明が終わりました。 本件について、ご意見・ご質問はありませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決
【案 件】	日程第8 議案第14号 堺市教員育成指標の一部改定について
粟井明彦教育長	<p>次に、日程第6「議案第14号 堺市教員育成指標の一部改定について」を議題とします。 提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 高山宗寛教職員人事課参事	<p>議案第14号 堺市教員育成指標の一部改定について、ご説明いたします。 堺市教員育成指標は、平成29年4月の教育公務員特例法の一部改正に伴い、学校園の管理職及び教員の資質の一層の向上を図るため、平成30年3月に策定しました。また、平成31年3月には、養護教諭・栄養教諭の職種に応じた育成指標を別途作成し、追加しました。 中央教育審議会答申『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して』の内容をふまえ、令和4年8月に「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」が改正されました。 今回の改定は、教育公務員特例法第二十二条の三第1項の規定に基づき、改正された同指針の趣旨をふまえ、本市教育の現状も鑑み、堺市教員育成指標を一部改定するものです。 なお、本日お示ししている教員版及び管理職版の育成指標案は、教育委員会事務局及び子ども青少年局が連携して設置した堺市教員育成協議会での意見等をふまえて作成しています。 改定の主な内容ですが、管理職版については、「経営ビジョン」に教育データの活用を、「適正かつ特色ある教育課程の編成・実施」にカリキュラム・マネジメントの充実を、「新たな教育課題への対応」に特別支援教育の視点を、それぞれ追記するなど、指針改正の趣旨をふまえた改定を行いました。 また、本市の現状をふまえ、「コンプライアンス」や「文書管理・出納管理」、「生徒指導体制の構築」「縦につながる教育の推進」「横にひろがる教育の推進」「環境づくり」の記載をそれぞれ見直しました。 さらに、教頭等については教職員の相談支援の役割を、校園長等については学校管理運営の推進者であり、地域等との連携を進めるものとしての役割を意識し、文言の見直しを進めました。 次に、教員版については、指針において指標を定める際の観点として示されている「教職に必要な素養」「学習指導」「生徒指導」「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」「ICTや情報・教育データの利活用」について、文言の修正を行いました。 また、指針の観点の一つである「教職に必要な素養」の中に、危機管理に関わる内容が含まれていることから、これまで管理職版にのみ記載のあった、「危機・安全管理」の観点を、新たに追加いたしました。 議決後は、速やかにホームページ等で公表するとともに、学校園へ通知します。また、指標を活用して、教員及び管理職の専門性を高める研修を実施することを考えています。 説明は以上です。</p>
粟井明彦教育長	<p>説明が終わりました。 本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p>

鈴木真由子委員	現行版と比べ、現在の教育課題をしっかりとふまえた形で改定がなされていると考えています。これを周知徹底していただくなくてはなりません。特に管理職版は改正点が多いので、どのような形で周知していく予定なのかお聞かせください。
高山宗寛教職員人事課参事	改定後は、通知文で速やかに学校園に周知をします。また、併せて4月の校園長会でも説明します。
栗井明彦教育長	他にご意見、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。 それでは、ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議はありませんか。ご異議なしと認めます。
【採 決】	可決
栗井明彦教育長	ここで、お諮りいたします。 日程第9「議案第15号 堺市教職員懲戒等審査会にかかる委員の選任について」は、人事に関する案件であるため、秘密会とすることにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。
(日程第9 議案第15号は秘密会)	
【案 件】	日程第9 議案第15号 堺市教職員懲戒等審査会にかかる委員の選任について
栗井明彦教育長	日程第9「議案第15号 堺市教職員懲戒等審査会にかかる委員の選任について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 志波政宏教職員人事課長	議案第15号 堺市教職員懲戒等審査会にかかる委員の選任について、ご説明いたします。 堺市教職員懲戒等審査会は、教職員の分限及び懲戒処分についての公正を期するため、教育委員会の附属機関として設置しているものです。 その委員構成については、『堺市教職員懲戒等審査会規則』により、教育監の職にある者など充て職になっているもののほか、学識経験を有する者、その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱することとなっています。 また、委員の任期については同規則により2年となっていますが、再任を妨げないこととなっています。 別添をご覧ください。 今回、充て職以外の委員が3名おり、そのうち、 ・とも法律事務所 弁護士 養父 知美 氏、 ・大阪公立大学国際基幹教育機構 教育センター 准教授 若林 身歌 氏については、再任したいと考えています。 残り1名については、新たに委嘱したいと考えています。 大阪教育大学大学院 連合教職実践研究科 特任教授 田中 満公子 氏です。 田中氏は、教師教育やグローバル教育、学級経営をご専門とし、長年、大阪府公立高校に在籍し、大阪府教育委員会での経験もあります。また、府立三国丘高等学校運営協議会の会長を務めているなど、教育事情に精通しています。現在は、大阪教育大学大学院で現職教員の指導等を行い、学識経験者として活躍しておられます。 以上3名の委員につきまして、ご提案させていただきます。 説明は以上です。
栗井明彦教育長	説明が終わりました。 本件について、ご意見・ご質問はありませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

	ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
閉 会 宣 言	午前 10 時 35 分
栗井明彦教育長	以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了しました。 これをもって、令和 5 年第 4 回教育委員会を閉会します。